



# 山形県公報

令和6年4月5日(金)  
第492号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(農業経営・所得向上推進課) ……424

### 告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………(税 政 課) ……同
- 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請……………(循環型社会推進課) ……同
- 産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請……………( 同 ) ……425
- 山形県保健医療計画の変更……………(健康福祉企画課) ……426
- 指定介護老人福祉施設の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護老人福祉施設の指定の辞退……………( 同 ) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害者支援施設の  
指定……………( 同 ) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害者支援施設の  
指定の辞退……………( 同 ) ……同
- 特定計量器の定期検査の実施……………(産業創造振興課) ……427
- 同……………( 同 ) ……429
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……430
- 同……………( 同 ) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………( 同 ) ……431
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………(建築住宅課) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 山形県青年の家の利用料金……………(教 育 局) ……432
- 山形県神室少年自然の家の利用料金……………( 同 ) ……433

### 教育委員会関係

### 告 示

- 山形県青年の家の利用時間及び休館日……………434
- 山形県神室少年自然の家の利用時間及び休館日……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(DX推進課) ……435
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業振興・経営支援課) ……436
- 大規模小売店舗の変更の届出……………( 同 ) ……437
- 同……………( 同 ) ……438
- 同……………( 同 ) ……439
- 同……………( 同 ) ……440

○同 ..... ( 同 ) …441  
 ○同 ..... ( 同 ) …442  
 ○同 ..... ( 同 ) …443  
 ○同 ..... ( 同 ) …445  
 ○同 ..... ( 同 ) …446  
 ○同 ..... ( 同 ) …448  
 ○同 ..... ( 同 ) …449  
 ○同 ..... ( 同 ) …451  
 ○大規模小売店舗の廃止の届出 ..... ( 同 ) …452  
 ○一般競争入札の公告 ..... (教育局) …同  
 ○公示送達 ..... (収用委員会) …454  
 ○同 ..... ( 同 ) …同

**規 則**

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第50号**

**山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則**

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年12月県規則第62号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第290号**

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）第130条第2項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社渡部商店	渡 部 誠	酒田市日吉町二丁目2番33号	令和5年4月30日

**山形県告示第291号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

なお、関係書類は、環境エネルギー部循環型社会推進課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において令和6年5月5日まで縦覧に供する。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
 村山市大字杉島230番地の6  
 株式会社村山コンポストリサイクルセンター

- 代表取締役 松田雅喜
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
東村山郡山辺町大字北山字松山2329番2及び2330番
  - 3 産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設
  - 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
  - 5 申請年月日  
令和5年11月27日
  - 6 その他  
この告示に係る産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次に掲げる事項を日本語で記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。  
(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）  
(2) 意見の対象となる産業廃棄物処理施設を特定するための事項  
(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

#### 山形県告示第292号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

なお、関係書類は、環境エネルギー部循環型社会推進課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において令和6年5月5日まで縦覧に供する。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
村山市大字杉島230番地の6  
株式会社村山コンポストリサイクルセンター  
代表取締役 松田雅喜
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
東村山郡山辺町大字北山字松山2329番2及び2330番
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
- 5 申請年月日  
令和5年11月27日
- 6 その他  
この告示に係る産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次に掲げる事項を日本語で記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。  
(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）  
(2) 意見の対象となる産業廃棄物処理施設を特定するための事項  
(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

**山形県告示第293号**

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、山形県保健医療計画を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、健康福祉部健康福祉企画課及び各総合支庁保健福祉環境部保健企画課において縦覧に供する。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第294号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護老人福祉施設の開設者の名称	指定介護老人福祉施設の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
鶴岡市	特別養護老人ホームおおやま 鶴岡市大山三丁目34番1号	介護福祉施設サービス	令和 6. 4. 1

**山形県告示第295号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、次の指定介護老人福祉施設は、その指定を辞退した。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護老人福祉施設の開設者の名称	指定介護老人福祉施設の名称及び所在地	サービスの種類	辞退の効力発生年月日
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	特別養護老人ホームおおやま 鶴岡市大山三丁目34番1号	介護福祉施設サービス	令和 6. 3. 31

**山形県告示第296号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害者支援施設を次のとおり指定した。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害者支援施設設置者の名称及び主たる事務所の所在地	施設の名称及び所在地	施設入所支援以外の施設障害福祉サービスの種類	入所定員	指定年月日
鶴岡市 鶴岡市馬場町9番25号	鶴岡市立愛光園 鶴岡市藤沢字軽井沢68番地	就労継続支援（B型）	32名	令和 6. 4. 1

**山形県告示第297号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第47条の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害者支援施設設置者の名称及び主たる事務所の所在地	施設の名称及び所在地	施設入所支援以外の施設障害福祉サービスの種類	辞退の効力発生年月日
社会福祉法人恵泉会 鶴岡市茅原町28番10号	障害者支援施設 鶴岡市立愛光園 鶴岡市藤沢字軽井沢68番地	就労継続支援（B型）	令和 6. 3. 31
山形県 山形市松波二丁目 8 番 1 号	山形県立鳥海学園 飽海郡遊佐町藤崎字茂森14番地の178	生 活 介 護	同

山形県告示第298号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査 期 日		検査 場 所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
東根市	計量法施行令第10条第1項に規定する非自動はかり、分銅及びおもり	令和6年6月3日	午前10時から 午前11時30分まで	小田島公民館	一般社団法人 山形県計量協会
		同	午後1時から 午後2時30分まで	大富公民館	
		同 月4日	午前10時から 午後3時まで	神町公民館	
		同 月5日	午前10時から 正午まで		
		同	午後1時30分から 午後3時まで	東郷公民館	
		同 月6日	午前10時から 午後2時30分まで	東根市役所 (北側車庫)	
天童市	同	同 月10日	午前10時から 午前11時30分まで	高揃公民館	
		同	午後1時から 午後3時まで	山口公民館	
		同 月11日	午前10時から 午後2時30分まで	津山公民館	
		同 月12日	午前10時から 午後2時30分まで	天童中部公民館	
		同 月13日	午前10時から 午後2時30分まで		
尾花沢市	同	同 月19日	午前10時30分から 午後2時30分まで	尾花沢市役所車庫	
		同 月20日			
		同 月21日			
新庄市	同	同 月26日	午前10時30分から 午後2時30分まで	新庄市役所第2庁舎	
		同 月27日			

	同	月28日		
最上町	同	年7月2日	午前10時30分から 午後2時30分まで	最上町産業振興センター
舟形町	同	月3日	午前10時30分から 午後2時30分まで	舟形町役場車庫
金山町	同	月4日	午前10時30分から 午後2時30分まで	金山町役場
真室川町	同	月5日	午前10時30分から 午後2時30分まで	イベントハウス遊楽館
大蔵村	同	月8日	午前10時30分から 午後2時30分まで	大蔵村中央公民館
鮭川村	同	月9日	午前10時30分から 午後2時30分まで	鮭川村役場 (西側車庫)
戸沢村	同	月10日	午前10時30分から 午後2時30分まで	戸沢村役場
鶴岡市	同	月22日	午前10時30分から 午前11時30分まで	由良コミュニティセンター
	同		午後1時から 午後2時まで	加茂防災コミュニティセンター
	同		午後2時30分から 午後3時30分まで	湯野浜コミュニティセンター
	同	月23日	午前9時30分から 午後3時30分まで	鶴岡市農村センター
	同	月24日	午前9時30分から 午後2時30分まで	出羽商工会本所
	同	月25日	午前10時30分から 午後3時30分まで	鶴岡市役所車庫棟
	同	月26日	午前9時30分から 午後2時30分まで	
	同	月29日	午前10時30分から 午後3時30分まで	
	同	月30日	午前9時30分から 午後3時30分まで	
同	月31日	午前9時30分から 午後2時30分まで		
村山市	同	年8月5日	午前10時から 午後2時30分まで	戸沢地域市民センター
	同	月6日	午前10時から 午後3時まで	甌葉プラザ
	同	月7日	午前10時から 午後3時まで	
庄内町	同	月26日	午前10時30分から 午後2時30分まで	庄内町役場立川総合支所 (北側車庫)
	同	月27日	午前10時30分から 午後3時30分まで	庄内町余目第二まちづくりセンター
三川町	同	月28日	午前9時30分から 午後2時30分まで	三川町公民館(農村環境改善センター)

大石田町	同 年9月6日	午前10時30分から 午後2時30分まで	大石田町役場車庫
鶴岡市	同 月12日	午後1時から 午後3時30分まで	鼠ヶ関公民館
	同 月13日	午前9時30分から 午後2時30分まで	鶴岡市温海庁舎
	同 月17日	午前10時30分から 午後3時まで	藤島地域スクールバス 車庫
	同 月18日	午前10時30分から 午後2時30分まで	羽黒コミュニティセン ター
	同 月19日	午前10時30分から 午後3時まで	鶴岡市櫛引庁舎車庫
	同 月20日	午前10時30分から 午後2時30分まで	鶴岡市朝日庁舎

山形県告示第299号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日	検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
鶴岡市	計量法施行令 第10条第1項 に規定する非 自動はかり、 分銅及びおも り並びに皮革 面積計	令和6年6月3日から 同 年12月20日まで (指定定期検査機関が指定する日)	検査対象特定計量器の 所在場所又は指定定期 検査機関が指定する場 所	一般社団法人 山形県計量協会
新庄市				
村山市				
天童市				
東根市				
尾花沢市				
大石田町				
金山町				
最上町				
舟形町				
真室川町				
大蔵村				
鮭川村				

戸沢村			
三川町			
庄内町			

**山形県告示第300号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
村山東根土地改良区
- 2 事務所の所在地  
村山市中央一丁目6番12号
- 3 認可年月日  
令和6年3月28日

**山形県告示第301号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
大江町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西村山郡大江町大字本郷戊276番地の13
- 3 認可年月日  
令和6年3月28日

**山形県告示第302号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大蔵村土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	長 瀬 あ ゆ み	最上郡大蔵村大字清水178番地

**山形県告示第303号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
吉野川土地改良区



- 2 事務所の所在地  
南陽市蒲生田1954番地の2
- 3 認可年月日  
令和6年3月25日

**山形県告示第304号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
白鷹町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西置賜郡白鷹町大字畔藤5277番地の2
- 3 認可年月日  
令和6年3月27日

**山形県告示第305号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画道路
  - (2) 名 称 3・3・202号 天童山形空港線
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第306号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

住宅確保要配慮者 居住支援法人の名称及び住所	支援業務を行う 事務所の所在地	指定年月日
一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会 山形市山家町二丁目7番17号	山形市山家町二丁目7番17号	令和6.3.13

**山形県告示第307号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第226号
- 2 指定の場所 東根市小林一丁目7657番11の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 54.02メートル

4 指定年月日 令和6年3月27日

**山形県告示第308号**

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県青年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

区 分	利用料金の額（1人1泊当たり）
年齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者	無料
高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）及び社会教育関係者	380円
大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者	620円
その他の者	1,100円

(2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

施 設	利用料金の額（1室1日当たり）
第1研修室	200円
第2研修室	200円
第3研修室	200円
第4研修室	200円
第5研修室	200円
第6研修室	200円
大研修室	630円
食堂	600円
体育館	2,500円

備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
- 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。
  - (1) 小中学生等

- (2) 高校生等
  - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
  - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
  - (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
- 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。
- 2 適用期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

**山形県告示第309号**

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県神室少年自然の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

区 分	利用料金の額（1人1泊当たり）
学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者	無料
高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）及び社会教育関係者	390円
大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者	630円
その他の者	1,120円

(2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

施 設	利用料金の額（1室1日当たり）
和室（16畳）	200円
和室（20畳）	200円
和室（40畳）	200円
和室（60畳）	640円
第1研修室	640円
第2研修室	200円
食堂	200円
プレイルーム	1,330円

## 備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
  - 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。
    - (1) 小中学生等
    - (2) 高校生等
    - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
    - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
    - (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
  - 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。
- 2 適用期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第5号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第12条第2項の規定により、山形県青年の家の利用時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和6年4月5日

山形県教育委員会  
教育長 高橋 広 樹

- 1 利用時間  
宿泊を伴わない利用にあつては午前9時から午後9時まで  
ただし、午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで
- 2 休館日
  - (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）
  - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 3 適用期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 山形県教育委員会告示第6号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第12条第2項の規定により、山形県神室少年自然の家の利用時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和6年4月5日

山形県教育委員会  
教育長 高橋 広 樹

- 1 利用時間  
宿泊を伴わない利用にあつては午前9時から午後9時まで  
ただし、午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで
- 2 休館日
  - (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）
  - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
  - (3) 毎月の第3日曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日（7月にあるものに限る。）の前日を除く。（4）において同じ。）
  - (4) 月曜日（毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。）及び4月30日から5月2日までの日を除く。）

## 3 適用期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、情報系パソコン基本ソフト更新及びパソコン配布業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 令和6年5月16日（木） 午前10時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 情報系パソコン基本ソフト更新及びパソコン配布業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和7年6月30日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当  
電話番号023(630)2152

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和6年4月24日（水）午後3時までに山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

イ 3の(5)に係る事項を証明する書類

ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Operating system update of office personal computers and distribution of personal computers: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. May 16, 2024

(3) Contact point for the notice: DX Promotion Division, Department for Innovation, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2152

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び米沢市役所において令和6年8月5日まで縦覧に供する。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）米沢市金池複合計画

米沢市金池二丁目5番8外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ツ ル ハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	八 幡 政 浩

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ツ ル ハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	八 幡 政 浩
未 定		

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年11月28日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,730平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 60台
- (2) 駐輪場の収容台数 8台
- (3) 荷さばき施設の面積 64平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 5.5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 終日
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 終日
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 5か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

令和6年3月27日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年8月5日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び東根市役所において令和6年8月5日まで縦覧に供する。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

おーばん新東根店  
東根市中央一丁目9番外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 お ー ば ん	天童市東長岡二丁目6番13号	二 藤 部 洋

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名



(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社おーばん	天童市東長岡二丁目6番13号	二藤部 洋
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割242番地1	西郷 辰弘

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社おーばん	天童市東長岡二丁目6番13号	二藤部 洋
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地	西郷 辰弘

4 変更年月日

平成29年10月28日

5 届出年月日

令和6年3月21日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年8月5日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び東根市役所において令和6年8月5日まで縦覧に供する。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

おーばん新東根店  
東根市中央一丁目9番外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社おーばん	天童市東長岡二丁目6番13号	二藤部 洋

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名



(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社おーばん	天童市東長岡二丁目6番13号	二藤部 洋
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地	西郷 辰 弘

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社おーばん	天童市東長岡二丁目6番13号	二藤部 洋
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号	西郷 辰 弘

4 変更年月日

令和3年11月1日

5 届出年月日

令和6年3月21日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年8月5日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び東根市役所において令和6年8月5日まで縦覧に供する。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

おーばん新東根店  
東根市中央一丁目9番外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社おーばん	天童市東長岡二丁目6番13号	二藤部 洋

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社おーばん	天童市東長岡二丁目6番13号	二藤部 洋
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号	西郷 辰 弘

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社おーばん	天童市東長岡二丁目6番13号	二藤部 洋
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号	西郷 孝 一

4 変更年月日

令和6年3月1日

5 届出年月日

令和6年3月21日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年8月5日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び尾花沢市役所において令和6年8月5日まで縦覧に供する。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

おーばん南尾花沢店

尾花沢市上町三丁目2708の3番地外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社おーばん	天童市東長岡二丁目6番13号	二藤部 洋

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社おーばん	天童市東長岡二丁目6番13号	二藤部 洋
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割242番地1	西郷 辰 弘

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社おーばん	天童市東長岡二丁目6番13号	二藤部 洋
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地	西郷 辰 弘

4 変更年月日

平成29年10月28日

5 届出年月日

令和6年3月21日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年8月5日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び尾花沢市役所において令和6年8月5日まで縦覧に供する。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

おーばん南尾花沢店

尾花沢市上町三丁目2708の3番地外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社おーばん	天童市東長岡二丁目6番13号	二藤部 洋

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社おーばん	天童市東長岡二丁目6番13号	二藤部 洋
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地	西郷 辰弘

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社おーばん	天童市東長岡二丁目6番13号	二藤部 洋
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号	西郷 辰弘

4 変更年月日

令和3年11月1日

5 届出年月日

令和6年3月21日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年8月5日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び尾花沢市役所において令和6年8月5日まで縦覧に供する。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

おーばん南尾花沢店

尾花沢市上町三丁目2708の3番地外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社おーばん	天童市東長岡二丁目6番13号	二藤部 洋

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社おーばん	天童市東長岡二丁目6番13号	二藤部 洋
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号	西郷 辰 弘

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社おーばん	天童市東長岡二丁目6番13号	二藤部 洋
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号	西郷 孝 一

4 変更年月日

令和6年3月1日

5 届出年月日

令和6年3月21日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年8月5日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び寒河江市役所において令和6年8月5日まで縦覧に供する。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイントパークコム・薬王堂寒河江西根店  
寒河江市大字西根字石川西266番地1外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
伊藤建設株式会社	寒河江市字下河原1番地	伊藤 力
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地	西郷 辰 弘

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
伊藤建設株式会社	寒河江市字下河原1番地	伊藤 力
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号	西郷 辰弘

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地	西郷 辰弘
松田書店	寒河江市本町三丁目11番8号	松田 隆
株式会社芳村屋商店	寒河江市八幡町1番8号	阿部 朋三
その他は未定		

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号	西郷 辰弘
松田書店	寒河江市本町三丁目11番8号	松田 隆
株式会社芳村屋商店	寒河江市八幡町1番8号	阿部 朋三
その他は未定		

3 変更年月日

令和3年11月1日

4 届出年月日

令和6年3月21日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年8月5日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び寒河江市役所において令和6年8月5日まで縦覧に供する。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイントパークコム・薬王堂寒河江西根店  
寒河江市大字西根字石川西266番地1外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
伊藤建設株式会社	寒河江市字下河原1番地	伊藤 力
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号	西郷 辰 弘

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
伊藤建設株式会社	寒河江市字下河原1番地	伊藤 力
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号	西郷 孝 一

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号	西郷 辰 弘
松田書店	寒河江市本町三丁目11番8号	松田 隆
株式会社芳村屋商店	寒河江市八幡町1番8号	阿部 朋 三
その他は未定		

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号	西郷 孝 一
松田書店	寒河江市本町三丁目11番8号	松田 隆
株式会社芳村屋商店	寒河江市八幡町1番8号	阿部 朋 三

そ の 他 は 未 定	
-------------	--

- 3 変更年月日  
令和6年3月1日
- 4 届出年月日  
令和6年3月21日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年8月5日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び新庄市役所において令和6年8月5日まで縦覧に供する。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウンアクロスプラザ新庄  
新庄市五日町字清水川1305の5外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
TOHOピクス株式会社	福島県郡山市本町一丁目4番14号	馬 場 栄 一 郎
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市谷島町5番42号	真 船 幸 夫

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
TOHOピクス株式会社	福島県郡山市本町一丁目4番14号	馬 場 栄 一 郎
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市谷島町5番42号	大 高 耕 一 路
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	東京都千代田区二番町4番地5	水 落 辰 也

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名



(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市谷島町5番42号	真 船 幸 夫
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	町 野 雅 俊
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地1	大 村 浩 一
株式会社マツモトキヨシ東日本販売	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番24号	多 田 将 一
株式会社メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富 澤 昌 宏
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山10717番地1	柳 井 正
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑二丁目38番地	河 合 映 治

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市谷島町5番42号	大 高 耕 一 路
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	町 野 雅 俊
株式会社マツモトキヨシ東日本販売	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番24号	多 田 将 一
株式会社メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富 澤 昌 宏
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山10717番地1	柳 井 正
株式会社良品計画	東京都文京区後楽二丁目5番1号	堂 前 宣 夫

## 3 変更年月日

- (1) 株式会社ヨークベニマルに係るもの 令和6年3月1日
- (2) 株式会社西松屋チェーンに係るもの 令和6年3月31日
- (3) 株式会社セリアに係るもの 令和6年3月31日
- (4) 株式会社良品計画に係るもの 令和6年11月23日
- (5) 株式会社セブン・フィナンシャルサービスに係るもの 令和6年11月23日

## 4 届出年月日

令和6年3月22日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年8月5日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び酒田市役所において令和6年8月5日まで縦覧に供する。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルホンカウボーイ酒田店  
酒田市日の出町一丁目1番地1

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

名 称	所 在 地
ジェイマルエー酒田店	酒田市日の出町一丁目1番地1

(変更後)

名 称	所 在 地
マルホンカウボーイ酒田店	酒田市日の出町一丁目1番地1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
本間物産株式会社	飽海郡遊佐町比子字白木23番362	東海林 誠

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
本間物産株式会社	飽海郡遊佐町比子字白木23番362	東海林 誠
株式会社伏見屋	秋田県仙北市角館町横町27番地	東海林 誠

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社マルエーうちや	秋田県秋田市泉北二丁目4番23号	海 風 正 一

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
本間物産株式会社	飽海郡遊佐町比子字白木23番362	東海林 誠
株式会社エンジョイ	天童市大字山元1019番1	永瀬 貴紀

## 3 変更年月日

令和6年3月25日

## 4 届出年月日

令和6年3月25日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年8月5日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に  
関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び新庄市役所において令和6年8月5日まで縦覧に供する。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウンアクロスプラザ新庄  
新庄市五日町字清水川1305番5号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
TOHOピクス株式会社	福島県郡山市本町一丁目4番14号	馬場 栄一郎
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市谷島町5番42号	大高 耕一路
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	東京都千代田区二番町4番地5	水落 辰也

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## イ 荷さばき施設の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおりに

(変更後) 縦覧に供する図面のとおりに

## ロ 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおりに

(変更後) 縦覧に供する図面のとおりに

## (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヨークベニマル	午前9時	午後11時
株式会社エスロード	午前10時	午後9時
株式会社チヨダ	午前10時	午後8時
株式会社ファーストリテイリング	午前11時	午後8時
株式会社メガネトップ	午前10時	午後7時30分
株式会社西松屋チェーン	午前9時	午後8時
株式会社セリア	午前9時	午後9時

（変更後）

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヨークベニマル	午前9時	午後11時
株式会社マツモトキヨシ	午前10時	午後9時
株式会社チヨダ	午前10時	午後8時
株式会社ユニクロ	午前11時	午後8時
株式会社メガネトップ	午前10時	午後7時30分
株式会社良品計画	午前9時	午後9時

4 変更年月日

令和6年11月23日

5 届出年月日

令和6年3月22日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年8月5日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に  
 関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び酒田市役所において令和6年8月5日まで縦覧に供す  
 る。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルホンカウボーイ酒田店

酒田市日の出町一丁目1番地1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
本間物産株式会社	飽海郡遊佐町比子字白木23番362	東海林 誠
株式会社伏見屋	秋田県仙北市角館町横町27番地	東海林 誠

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,711平方メートル

(変更後) 3,232平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 駐車場の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

ロ 駐輪場の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

ハ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 140.8平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 100平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 125立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 15立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
全ての小売業者	午前9時	午後10時

(変更後)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
全ての小売業者	午前9時	翌午前0時

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時30分まで

（変更後）午前8時30分から翌午前0時30分まで

ハ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）2箇所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）7箇所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ニ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前6時から午後6時まで

（変更後）午前6時から午後9時まで

#### 4 変更年月日

(1) 3の(1)に掲げる事項 令和6年11月26日

(2) 3の(2)に掲げる事項 令和6年11月26日

(3) 3の(3)に掲げる事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻に係るもの 令和6年3月26日

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯に係るもの 令和6年3月26日

ハ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置に係るもの 令和6年11月26日

ニ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯に係るもの 令和6年11月26日

#### 5 届出年月日

令和6年3月25日

#### 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年8月5日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コマレオ 米沢市金池二丁目1番21号

代表取締役 駒形 弘三

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターレオ米沢店

米沢市金池二丁目5番27号

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（廃止前）1,522平方メートル

（廃止後）0平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日

令和4年9月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県立学校LED照明器具賃貸借サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

- (2) 日時 令和6年5月16日（木） 午前10時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
令和6年度 長期継続契約 山形県立学校LED照明器具賃貸借サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和16年9月30日まで  
ただし、契約締結の日から令和6年9月30日までは、賃貸借物件の設置期間とするもので、当該設置に係る費用を受注者負担とし、賃貸借期間は、令和6年10月1日から令和16年9月30日までとする。
- (4) 入札方法 (3)の賃貸借期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち6箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (7) 過去5年以内に国又は地方公共団体等が発注した種類をほぼ同じくするリース業務の実績を有するものであること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号  
山形県教育局教育政策課学校施設担当（山形県庁13階） 電話番号023(630)2861
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨



日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和6年4月25日（木）午後1時まで4の契約条項を示す場所に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び3の(7)に係る事項を証明する書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め及び個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Lease of LED lighting equipment at Yamagata Prefectural Schools: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. May 16, 2024
- (3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Board of Education, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2861

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

令和6年4月5日

山形県収用委員会

会長 半田 稔

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定による下記の書類は、当収用委員会事務局（山形県県土整備部県土利用政策課内）に保管してあるので、送達を受けるべき者にいつでも交付する。なお、当該書類を受領しないときは、令和6年4月25日の経過をもって通知があったものとみなされる。

- 1 事件名  
一般国道7号改築工事（遊佐象潟道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事に係る収用裁決事件
- 2 通知すべき書類の名称  
令和6年3月21日付けで裁決した裁決書の正本
- 3 通知を受けるべき者  
飽海郡遊佐町吹浦字越坂28番8、同番15の土地所有者である（亡）畠中賢の法定相続人  
（亡）畠中良平 相続財産

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

令和6年4月5日

山形県収用委員会

会長 半田 稔

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定による下記の書類は、当収用委員会事務局（山形県県土整備部県土利用政策課内）に保管してあるので、送達を受けるべき者にいつでも交付する。なお、当該書類を受領しないときは、令和6年4月25日の経過をもって通知があったものとみなされる。

- 1 事件名  
一般国道7号改築工事（遊佐象潟道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事に係る収用裁決事件
- 2 通知すべき書類の名称  
令和6年3月21日付けで裁決した裁決書の正本
- 3 通知を受けるべき者



飽海郡遊佐町吹浦字由豆佐山1番19、同1番20、同字笠森1番66、同1番67、同1番68、同字小屋林道東40番1の土地所有者である（亡）松田貫作の法定相続人  
松田 貞江 住所不明

令和6年4月5日印刷  
令和6年4月5日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県